資料２－３－３

十　保　社　第　３３５３　号
令和７年（2025 年）９月４日

各障がい福祉サービス事業所管理者　様

北海道十勝総合振興局保健環境部社会福祉課長

就労選択支援事業における取扱いについて

このことにつきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（令和４年法律第 104 号）の施行に伴い、令和７年 10 月からの実施となることから、道内の市町村、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所等を対象とし、令和７年７月 11 日付け「就労選択支援事業に係る利用見込み等調査について」において、道内における就労選択支援事業の希望事業所数等の調査を実施したところですが、集約の結果等を踏まえ、当面の間、次のとおり取り扱うこととしますので、御留意願います。

記

１　就労選択支援の指定基準における実施主体について

（１）のア～ウいずれかの要件に適合し、（２）の「就労選択支援指定基準表」全てに合致する事業者

（１）実施主体の要件

ア　就労移行支援等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

イ　障害者就業・生活園センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター又は障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関であって、過去 3 年以内に合計 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

ウ　同一市区町村内に就労選択支援事業所が存在しない場合、就労移行支援等の事業者であって、指定申請前の過去 10 年間の任意の連続する 3 年間に合計 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

（２）地域における期待される役割について

別添「就労選択支援指定基準表」を提出願います。関係する添付資料については、膨大な量となることが想定されることから、紙での印刷は不要とし、電子メールにより関係書類を送付願います。

２　アセスメント不要で就労継続支援Ｂ型が利用可能な利用者について

（１）50 歳に達している者

（２）障害基礎年金１級受給者

（３）就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者

３　２の対象者以外で就労選択支援事業所がない場合等の対応について

同一市町村内に就労選択支援事業所があっても通所が困難、近隣市町村に就労選択支援事業所がない場合や待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業所等の就労アセスメントによる就労継続支援Ｂ型の利用を可能とします。

４　報酬について

（１）同一日の日中活動サービス利用について

「就労選択支援の実施について」（令和７年３月 31 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知４（２）の②による按分方法については、国に照会中であるため、回答があり次第、別途通知します。

５　その他

令和７年 10 月１日より就労選択支援事業の開始を予定している事業者におかれましては、令和７年９月 12 日（金）までに指定申請書類等の提出をお願いします。

事業指導係
担当：林
電話：0155-27-8518
Mail：hayashi.itaru@pref.hokkaido.lg.jp